

●香川県警察本部告示第12号

香川県警察参考人等旅費取扱規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月12日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察参考人等旅費取扱規程等の一部を改正する規程

(香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部改正)

第1条 香川県警察参考人等旅費取扱規程(平成12年香川県警察本部告示第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警察参考人等の範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(ア)～(シ) 略</p> <p>(ス) <u>業務上過失致死傷等罪(刑法第211条の罪をいう。)</u>のうち、<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に違反して致死の結果が生じたもの及び致傷(全治1月以上の重傷害又は同法第72条第1項前段の規定の違反に係る傷害に限る。)</u>の結果が生じたもの</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(11) 略</p>	<p>(警察参考人等の範囲)</p> <p>第3条 警察参考人等の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定により出頭した者で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 出頭に係る犯罪(次に掲げる罪を除く。)の被害者及びその家族</p> <p>(ア)～(シ) 略</p> <p>(ス) <u>業務上過失致死傷等罪(刑法第211条第1項の罪をいう。)</u>のうち、<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に違反して人を死傷させたもの(傷害の場合は、その程度が全治1月以上のもの及び同法第72条第1項前段の規定に違反したものに限る。)</u></p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(11) 略</p>

(道路交通法実施規程の一部改正)

第2条 道路交通法実施規程(平成12年香川県警察本部告示第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(停止処分者講習の細目)</p> <p>第48条 略</p>	<p>(停止処分者講習の細目)</p> <p>第48条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習(以下「停止処分者講習」という。)は、施行規則第38条第3項及び施行細則第85条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。</p>

- (1) 略
- (2) 略

ア・イ 略

ウ 自動車等の運転に関し刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

- (3)～(5) 略

（大型車等講習の細目）

第49条 略

- (1) 略
- (2) 略

ア・イ 略
ウ 略

- (1) 略

(2) 運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第6条第2項に規定する者であって、次のいずれにも該当しないものにより行うこと。

ア・イ 略

ウ 自動車等の運転に関し刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第1項の罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

- (3)～(5) 略

（大型車等講習の細目）

第49条 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習は、施行規則第38条第4項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 略

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の大型車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、中型車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の中型車講習をいう。以下同じ。）にあっては中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の普通車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア・イ 略

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対す

<p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 自動車等の運転に関し刑法第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪((ウ)に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(オ) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>る自動車の運転に関する研修の課程で届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号ロの規定により国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。)で大型車講習にあつては大型免許、中型車講習にあつては中型免許、普通車講習にあつては普通免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 自動車等の運転に関し刑法第208条の2若しくは第211条第1項の罪又は法に規定する罪((ウ)に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(オ) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>
---	--

(香川県少年警察活動規程の一部改正)

第3条 香川県少年警察活動規程(平成15年香川県警察本部告示第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(少年の事件の捜査及び事案の調査の担当部門)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 道路交通関係法令違反に係る事件又は触法少年事案及び交通事故に係る刑法(明治40年法律第45号)第208条の2又は第211条の罪に係る事件又は触法少年事案</p> <p>(5) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(措置の選別及び処遇意見)</p> <p>第43条 略</p>	<p>(少年の事件の捜査及び事案の調査の担当部門)</p> <p>第8条 少年の事件の捜査又は事案の調査については、少年の特性にかんがみ、香川県警察本部生活安全部少年課(以下「少年課」という。)及び警察署の少年警察活動の所管課(以下「少年警察部門」と総称する。)において行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する少年の事件の捜査又は事案の調査については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 道路交通関係法令違反に係る事件又は触法少年事案及び交通事故に係る刑法(明治40年法律第45号)第208条の2又は第211条第1項の罪に係る事件又は触法少年事案</p> <p>(5) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(措置の選別及び処遇意見)</p> <p>第43条 略</p>

2～4 略

5 第1項の規定による措置の選別又は第2項の規定による処遇上の意見の決定に当たっては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、道路交通関係法令の違反事件に係る犯罪少年及び交通事故に係る刑法第208条の2又は第211条の罪に該当する事件に係る犯罪少年については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要があると認められる場合を除き、この限りでない。

2～4 略

5 第1項の規定による措置の選別又は第2項の規定による処遇上の意見の決定に当たっては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、道路交通関係法令の違反事件に係る犯罪少年及び交通事故に係る刑法第208条の2又は第211条第1項の罪に該当する事件に係る犯罪少年については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要があると認められる場合を除き、この限りでない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月12日から施行する。
- 2 この規程の施行前に道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する自動車等の運転に関し刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第211条第1項（刑法の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対する第2条の規定による改正後の道路交通法実施規程第48条第2号ウ及び第49条第2号ウ（エ）の規定の適用については、これらの規定中「第211条第2項」とあるのは、「第211条第2項の罪、刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）による改正前の刑法第211条第1項（刑法の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）」とする。